岡山県教育委員会規則等の一部改正について

このことについて、別紙案により改正いたしたい。

令和4年3月18日

岡山県教育委員会教育長 鍵 本 芳 明

令和3年度末教育委員会規則等改正一覧

1 国の法令改正に伴う所要の改正

改正する規則等	主 な 改 正 内 容	頁
①岡山県立学校の管理運営に関する規則 (平成13年岡山県教育委員会規則第2号)	民法改正関連	1
②岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通 学区域に関する規則 (昭和30年岡山県教育委員会規則第13号)	(R4.4.1施行) R4.4.1から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、在学中に成年年齢に達する 生徒が発生することから、保護者が行う	4
③岡山県立高等学校転入学に関する規程 (昭和63年岡山県教育委員会訓令第1号)	こととされている手続について、成年年齢に達した生徒については本人が行えるようにする等の改正を行う。	5
④岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通 学区域に関する規則実施細則 (昭和41年岡山県教育委員会告示第10号)		6
⑤教育職員の免許状に関する規則 (昭和36年岡山県教育委員会規則第10号)	教育職員免許法施行規則改正関連 (R4.4.1施行) 普通免許状の取得に必要な単位につい て、ICT活用指導力の習得のため「教 科及び教職に関する科目」が新設された ことに伴い、所要の改正を行う。	7

2 岡山県庁文書規程(知事部局所管)の改正に伴う所要の改正

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
改正する規則等	主 な 改 正 内 容	頁
①岡山県教育委員会文書規程 (平成8年岡山県教育委員会訓令第3号)		15
②岡山県教育委員会表彰規則 (昭和36年岡山県教育委員会規則第11号)	公印の押印を要する文書を必要最小限とする観点から、施行文書への押印を行わないことを原則とし、その例外として、押印を要する場合を限定的に示す取扱い	20
③岡山県教育財産管理規則 (昭和42年岡山県教育委員会規則第11号)	に転換する等の改正を行う。	21
④岡山県教職員健康診断審査規則 (平成6年岡山県教育委員会規則第12号)		22

3 その他

改	正	す	る	規	則	等			主	な	改	正	内	容	頁
①岡山県教程 (昭和32年						こ関す	⁻ る規	公印 <i>0</i> 追加す					能とす	片る条項 を	23
②岡山県教(平成6年)						呈		全て0 とに作 するご	٤Ú١,	健康	管理			置されたこ 見定を削除	

目次・岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第 号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月 日

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「保護者」を「保護者及び生徒」に改める。

第二十三条第二項を削る。

第二十四条第一項第四号中「保護者又は保証人」を「保護者」に改め、同条第二項中「住民票の写し(保護者の変更の場合に限る)及び在学保証書」を「住民票の写し」に改める

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とする。

第三十一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第三十八条第一項中「総合的な探求」を「総合的な探究」に改める。

第八十条中「第二十三条第二項に規定する在学保証書は、保証人と連署して当該生徒が提出するものとし、第二十四条、第二十五条第二項又は」を「第二十三条、第二十四条及び

に改める。

別表第七中

女子 四四 一六	真庭市落合垂水一〇六四真庭市中島一四三	白梅寮	岡山県立真庭高等学校
女子 三 三	真庭市蒜山上長田一四一	白雲寮	(蒜山校地に限る)岡山県立勝山高等学校

を

1

岡山県立和気閑谷高等学校 岡山県立勝山高等学校 岡山県立真庭高等学校 (蒜山校地に限る) 金剛寮 白梅寮 白雲寮 やまなみ寮 和気郡和気町尺所一五 真庭市落合垂水一〇六四 真庭市中島一四三 真庭市蒜山上長田一四一 男子 女子 男子 女 子 男子 四四四 一六 八 兀 兀

に改める。

様式第二号(第十二条関係)中「回」を削り、「実満について次のとおり」を「実施について、次のとおり」に、 様式第一号(第九条関係)中「四」を削り、 「実施について次のとおり」を「実施について、次のとおり」に改める。

「2 教科若しくは科目名,特別活動,自立活動又は総合的な学習の時間

を

教材の著者,発行所及び価格

ယ

2

教科若しくは科目名,外国語活動,総合的な学習の時間若しくは総合的な探究の時間

,特別活動又は自立活動

に改める。

教材の著者,発行所及び価格

ယ

教科若しくは科目名,道徳,特別活動,自立活動又は総合的な学習の時間

2

様式第三号(第十三条関係)中「四」を削り、

を

に改める。

3 教材の著者 ,発行所及び価格

「2 教科若しくは科目名,道徳,特別活動,自立活動又は総合的な学習の時間,総合的な

探究の時間

数材の著者,発行所及び価格

ယ

様式第四号(第二十二条、第二十八条、第三十条関係)中「国」を削る。

様式第五号(第二十三条関係) 削除

附則

こり見川は(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県立学校の管理運営に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

-

汝正(県例規集登載)(目次)岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部

◎岡山県教育委員会規則第 号

る規則を次のように定める。岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正す

令柜回年三月 日

岡山県教育委員会

改正する規則岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則等の一部を

山県教育委員会規則第十三号)等の一部を次のように改正する。岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則(昭和三十年岡

山県教育委員会規則第十三号)の一部を炊のように改正する。岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則(昭和三十年岡川月三十学校の通学区域に関する規則(昭和三十年岡

致める。 第二条第二項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあっては、本人。)」に

じ。)」に致める。第四条第一項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあっては、本人。以下同

る規則(平成十年教育委員会規則第十四号)の一部を炊のように改正する。岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正す

める。附則第五項中「保護者」を「保護者(成年に達した生徒にあっては、本人。)」に改

宝 宝

この規則は、今和四年四月一日から施行する。

| |-|

(目次) 岡山県立高等学校転入学に関する規程の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会訓令第 号

数 育 機 闕 以 教 育 事 務 賜 臣 中 務 所 申 務 所 申 務 所

の一部を次のように改正する。岡山県立高等学校転入学に関する規程(昭和六十三年岡山県教育委員会訓令第一号)

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

第三条の次に次の一条を加える。

(成年に達した生徒の住所変更に伴う転入学の許可)

る。「通学している者の保護者」とあるのは「通学している者」と読み替えるものとす項から第四項までの規定中「保護者」とあるのは「本人」と、同条第一項第二号中う場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第四号及び第二第三条の二 前条の規定は、成年に達した生徒が、住所変更に伴い転入学の出願を行

宝 宝

この訓令は、今和四年四月一日から施行する。

の一部改正(県例規集登載)(目次)岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則

②岡山県教育委員会告示第 号

四十一年岡山県教育委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則実施細則(昭和

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

第九条の炊に炊の一条を加える。

() 四田)

る者で、保護者」とあるのは「通学している者」と読み替えるものとする。者の保護者」とあるのは「通学している者」と、第四条第一項第三号中「通学していが」とあるのは「本人が住所を変更したときは、」と、同条第三項中「通学している規定のうち、第三条第一項中「保護者又は本人が住所を変更したときは、当該保護者を除く。)について、「保護者」を「本人」と読み替えるものとする。ただし、当該第十条 成年に達した生徒については、保護者に係る規定(第四条第一項第一号の規定

様式第二号(第二条関係)及び様式第七号(第七条関係)中

「岡山県立 学校長 氏 名職印」や

「岡山県立 学校長 氏 名 」 以おるゆ。

掛」を「曜山」と改める。 様式第三号(第二条関係)中「凹」を削り、様式第四号(第三条関係)中「和職 単軸

圣 三

(福仁型口)

1 この告示は、今和四年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

ることができる。関する規則実施細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する この告示による改正前の岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に

◎岡山県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月

日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表を次のように改める。

別表第二(第三十六条関係)

免許法施行規則第十一条及び第十三条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

イ 幼稚園教諭免許状

1	類 在職年数	本職年数 「は関する」解に関する。の内容 「は関する」解に関する。一様では保育内容の指導法に関する科目 の内容 「は、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で
数 科目 科目 科目等では 項に関する解に関するの内容 項に関する解に関するの内容 科目等又は 科目等又は 科目の表礎的理 等又は の内容	数 科目 科目 科目等では 項に関する解に関するの内容 項に関する解に関するの内容 科目等又は 科目等又は 科目の表礎的理 等又は の内容	教育の基礎 保育内容の指導法に関する利目 有に関する 解に関する の内容 解に関するの内容 科目 利目等又は 等又は保育内容の指導法に関する科目 放に関する 解に関する の内容 教諭の教育の基礎的理解に関する科目
教諭の教育 を を を を を を を を を を を を を	教諭の教育 を を を を を を を を を を を を を	修得することを必要とする科目 を
する ・	修得することを必要 教論の教育の基礎的理解に 教育の基礎 保育内容の指導法に の内容	修得することを必要とする科目 保育内容の指導法に関する科目 な学習の時間等の指導法に関す な学習の時間等の指導法に関す な学習の時間等の指導法に関する科目
	及び生徒指導法において、大学習の時間にない。	
等の指導法大学が独自に設定する科目大学が独自に設定する科目大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定す という おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお	
	自に設定す	最低修得単位数

岡山県教育委員会

	=	_	<u>=</u>	=	七	_	六		
一五	111	1	五	11:1	九	1	五		
110	五	_	五	111	<u> </u>	=	四		
三五	六	_	六	11:1	1 1		11.	一種免許状	幼稚園教諭の一種免許状
				日に係るもの	週用を受ける者	三号の規定の済	の表の備考第二		免許法施行規則
10		_	四	1	九	_	1 1 1 1 1 1		
一五		_	五.	131	1 1 1	二			
110		_	七	131	一 五	二			
三五		_	八	四	一八	=	<u> </u>		
1110			九	五.	1 1 1	==	九		
三五		二		六	二四	四	八		
四〇		二	111	六	二七	四	七		
四五		二	1 111	六	1110	五.	六	二種免許状	
10		_	11		七	_			
一五	11	1	五.	111	九	_	<u>-</u>		
110	11	1	北	11:1	1 1	1.1	<u> </u>		
三五	四	_	七	11:1	1 =		九		
1110	四	1	七	111	一四	111	八		
三五	五	1	八	四	一六	111	七		
	五.	1	九	四	一八	四	六		
四五	六	_	<u></u>	四	<u>-</u>	四	五	一種免許状	幼稚園教諭

備考

目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものと 自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科 最低修得単位数については、領域に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の欄及び大学が独

領域に関する専門的事項に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする。

導法に関する科目並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の事項のうち一以上の科目又は事項を含めて修得するものとし、 の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について一以上の事項を含めて修得するものとする。また、下の欄に掲げる部分以外のものの単位は、 る基礎的な知識を含む。)の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。 法又は教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法に係る部分の単位は、 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項 幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関す 幼児理解の理論及び方 保育内容の指

大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

幼稚園教諭免許状以外

口

						受けようとする免許状の種類
						在職年数
			乖冒	項に関する 専門的事	教科に関す	
	る 科 目	導法に関す	を を を を を を を を を に に に に に に に に に に に に に	解に関するの基礎的理	諭の教	
	する 科 目	的理解に関	女育つまき	内容 お名教科	教諭の教育の	修得力
外のものがいる部分以	に関する科目で生徒指導、	科目又は道徳	女	石の指導法に関する科	基礎的	9ることを必要
セリングに 装、教育相 理論及び方	、教育相談等の指導法及	は道徳、総合的なの指導治に関する	上田	送する科目の	科	修得することを必要とする科目及び単位数
				る科目	大学が独自に設定す	及び単位数
					最低修得単位数	

_									
一五	_		五			_			
110			六	三	一四	=	 		
三五	_		八	11.	一七	=	<u>-</u>		
1110		=	九	四	110	111	九		
三五		Ξ	10	四	1 [11:]	Ξ	八		
四〇		Ξ		五.	二六	四	七		
四五		Ш	1 11	六	二九	四	六	二種免許状	
10	11	_	四	1	七	_	1 1 1		
一五	11	1	五.	11	九	1	1 1		
110	111	_	六	12.1	<u> </u>	1	<u> </u>		
三五	111	1	七	111	1 111	11	九		
1110	四		八	111	一 五	11.1	八		
三五	四		九	13.1	_ t	111	七		
四〇	五		<u> </u>	四	一九	四	六		
四五	五		<u> </u>	四	111	四	五	一種免許状	小学校教諭
		部分 部分 お理論及び を がな知識を で で で で で で の 理 に 係 及 び で の の の の の の の の の の の の の							

110	六	==		Ξ	九	七	八		
三五	七	11	1=1	四	<u> </u>	八	七		
四 〇	七	11	三	四	<u>-</u>	九	六		
四五	八	1	111	四		10	五	一種免許状	高等学校教諭
		1	_	11	六	[11]			
一 五	1	1]	11	111	八	四	1 11		
110	11	11	=	11]	<u> </u>	五.	<u>-</u>		
三五	11	11	=	11]		六	<u> </u>		
1110	11	111	三	四	一 五	七	九		
三五	11	111	[11]	五	一七	八	八		
四〇	四	四	四	1<	一 九	九	七		
四五	四	四	四	六	111	0 [六	二種免許状	
10	11	1	1.1	1	五	[1]	1 11		
一 五	11	1	[11]	1]	七	四	<u> </u>		
110	11	1	111	[1]	八	五	<u></u>		
二五	11	1	四	11]	10	六	九		
1110	11	1	四	11]	1 1	t	八		
三五	11	11	五	四	1 111	八	七		
巴〇	四	11	五	四	一四	九	六		
四五	旦	11	六	四	一六	0 [五	一種免許状	中学校教諭
10		1	四	11	八	1	1 111		

			_		_			
110	111	_	11]	111	八	五	四	6 元
三五	四	_	四	111		六	三	の一重も午犬 保健の教科についての中学校教諭
				日に係るもの	の備考第四号の規定の適用を受ける者に係るもの	四号の規定の適	表の備考第四	免許法施行規則第十一条第一項の書
<u> </u>	Ξ	_		_	四	=	六	
五五	五.	_		11	五.	四	五.	
110	六	_		1 1	六	四	四	
三五	八	_		1=1	七	五.	111	高等学校教諭の一種免許状
10		_	11	_	五	Ξ	六	
一 五	111	_	11]	11	七	四	五.	
110	三	_	111	11:1	八	五	四	
二五	四	1	四	11]	10	六	111	中学校教諭の一種免許状
10	11	_	四	1	t	1	六	
一五五	12	_	五	11	九	1	五.	
110	四	_	六	111	1 1	1.1	四	
三五	五	_	七	111	1 111	1 1	111	小学校教諭の一種免許状
				年に係るもの	適用を受ける者に係るも	規定の	衣の備考第三号の	免許法施行規則第十一条第一項の表
10	[11]	_	1	1	四	11]	111	
一 五	四	_	1	11	五	四	1 1	
110	四	_	1	[11]	六	五	0 [
二五五	五	_	1	11]	七	\.	九	
_	_	_	_	_		_	_	_

備考

六 五. 三 兀 五. 七 _ Ξ 0 五.

単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自

教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第三条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

いて、 を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、 免許法施行規則第四条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上 同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。 同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目につ

高等学校教諭の普通免許状

いて、 を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、 免許法施行規則第五条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上 同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。 同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目につ

状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許

イ 小学校教諭の普通免許状

三

免許法施行規則第三条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ハ 高等学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第五条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

兀 状の種類に応じ、次のイ又は口に定める科目又は事項のうち一以上の科目又は事項について修得するものとする。 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる下の欄に掲げる部分以外のものの単位の修得方法は、受けようとする免許

小学校又は中学校の教諭の普通免許状

(イ) 各教科の指導法に関する科目

(口) 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、 特別活動の指導法、教育の方法及び技術、 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の事項

高等学校教諭の普通免許状

(1) 各教科の指導法に関する科目

(口)

五. 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知 総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の事項

識を含む。)の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分の単位は、 生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な

知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。

大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

則

(施行期日)

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

1

| |-

(目次) 岡山県教育委員会文書規程の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会訓令第 号

数 育 機 関数 有 事 務 所 上 中 一 級

うに改正する。岡山県教育委員会文書規程(平成八年岡山県教育委員会訓令第三号)の一部を次のよ

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

第一条の二第五号を削る。

策大条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

なければならない」に改め、同項各号を削り、同項ただし書を次のように改める。第十四条第一項中「次により処理しなければならない」を「そのまま主務課に配付し

することとする。課において特殊郵便等送付簿(様式第一号)に所要事項を記入した後、主務課に配付定めるものをいう。第五項及び第二十条第一項第四号において同じ。)は、教育政策いて「信書便物」という。)のうち書留郵便物に準ずる取扱いをするものとして別に信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物(第二十条第一項第五号におう。)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定する法律(平成十四年法律第九十九号。第三十一条第三項において「信書便法」といただし、電報及び書留郵便物等(書留郵便物又は民間事業者による信書の送達に関

第一項の次に次の一項を加える。条第四項とし、同条第二項中「多い」を「深い」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項中「において」を「から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同第十四条第五項中「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同項を同条第六項とし、

て収受するものとする。2 前項の規定に関わらず、直接主務課へ送達された文書等及び物件は、主務課におい

二号を炊のように改める。の下に「、軽易なものを除き」を、「収受印」の下に「(様式第二号)」を加え、同条第十四条第一項第三号、第五号及び第六号」を「第十四条第一項」に改め、「については」第十六条中「第十四条の規定により各課に」を「各課に」に改め、同条第一号中「第

帳(様式第三号)に所要事項を記入すること。二 前号の収受印を押印した文書は、別に定める措置をとるものを除き、文書管理台

同項ただし書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。第十六条の二第一項中「利用して」の下に「又は光ディスク等の媒体により」を加え、

- のとする。り処理するものとし、その課の分掌に属しないものは、主務課に速やかに送付するもを除き、文書管理台帳に所要事項を記入した上で、前条第三号及び第四号の規定により 前項の規定により収受した電子文書は、軽易なもの又は別に定める措置をとるもの
- 条の規定により処理するものとする。3 前項の規定にかかわらず、収受した電子文書を用紙に出力する場合においては、前

継十六条の川や割る。

第十八条中「、文書分類記号」を削り、「簡便な」を「の」に改める。

第二十条の見出し中「取扱区分」を「取扱区分等」に改め、同条第一項中「上部余白」

- 2

汝のように攻める。要するもの 至急」を「取扱いに注意を要するもの 取扱注意」に改め、同項第六号をを「取扱区分欄」に、「特別取扱区分」を「発送区分」に改め、同項第三号中「急施を

必要があるもの 送達に用いる方法大 前二号に掲げるもののほか、文書等の性質、内容等に応じて送達方法に留意する

第二十三条を次のように致める。

第二十川条 型深

して利用する」を削り、「常に」を「文書管理者に対し、常に」に致める。年岡山県教育委員会規則第十二号)第三条第一項に規定する班をいう。)において共通第二十四条中「各班(岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則(昭和三十一

第二十五条第一項中「、完結年月日を記載し」を削る。

第三十条を次のように改める。

るところにより、公印を押さなければならない。印の寸法及び管理に関する規程(昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号)の定め第三十条 発送文書のうち、教育長が別に定めるものについては、岡山県教育委員会公

第三十一条第四項中「ファクシミリにより発信」を「発送」に致める。

第三十一条の二第二項中「及び契印」を削り、同項ただし書を削る。

第三十一条の三及び第三十一条の四を削る。

第三十二条を炊のように改める。

類表」という。)」に改める。員会文書保存分類表(平成八年岡山県教育委員会訓令第二号。この項において「文書分第三十四条中「、文書副管理者において」を削り、「文書分類表」を「岡山県教育委

により主務課長の承認を受け」を「貸出票に記載し」に改める。第三十七条第一項中「を閲覧し、又は」を「の」に、「閲覧貸出票(様式第十一号)

第三十八条第一項中「塗りつぶし」を「溶解し」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号を狄のように改め、同様式を様式第一号とする。

様式第1号(第14条関係)

様式第1号(第14条関係)

特殊郵便等送付簿

収受月日	種	類	発	信	者	名	取級 者印	配付月日	受領印	備	考
*								134			
*		()						•			
*		()									
*		()						14			
*		0							12		
			1				200		i di		
*/											
*		Ī						*			

*		*	
*		*	
*		1.	
•		*	

書留郵便物等は、「備考」欄に引受局名、信書便事業者名、引受番号等を記入すること。

様式第一号の炊に炊の一様式を加える。

様式第2号(第16条関係)



様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第3号(第16条関係)

文書管理台帳

収受	収 受	文 書				
			件 名	発信者	担当者名	備考
番号	年月日	記号・番号				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式第4号(第18条関係)

1	
A	
ı	

決裁日		年	月	日	取扱区分		所属・	班名				
起案日		年	月	日		□取扱注意 □例 規		担当者職氏名			ı	印
処理期限		年	月	日		//6				電話()	
施行日		年	月	日	記号 番号		第	号	□公印押印 □電子認証	印		
発 送 日	□ 旅			発送区	分 □簡易書		已達証明) □電子	□内容証明 メール (LGWAN)	□本人限定受取 □FAX □その他(□速達)	
□校合者 □発送物照合 印	特記	事項			·							

標題

決裁欄

内容權

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号及び様式第6号 削除

様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第27条関係)

文 書 発 送 番 号 簿

文書番号	施 行 年月日	宛	先	件	名	備	考
0							
1							
2	•						
3	•						
4	•						
5	•						
6	•						
7	•						
8	•						
9	•						

室 三

(て)

n この訓令は、今和四年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

- 訓令による改正後の岡山県教育委員会文書規程様式第二号による収受印とみなす。会文書規程(以下「旧訓令」という。)様式第一号による収受印は、当分の間、この3 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県教育委員
- をして使用することができる。 3 旧訓令に定める様式(様式第一号を除く。)による用紙は、当分の間、所要の調整訓令による改正後の岡山県教育委員会文書財程様式第二号による収受印とみなす。

| |-|

(目次) 岡山県教育委員会表彰規則の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第 号

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

次のように改正する。岡山県教育委員会表彰規則(昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十一号)の一部を

様式第一号(第四条関係)及び第二号(第四条関係)中「雪」を削る。

圣 三

(福行財田)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

分の間、所要の調整をして使用することができる。2~この規則による改正前の岡山県教育委員会表彰規則に定める様式による用紙は、当

(目次) 岡山県教育財産管理規則の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第 号

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

のように改正する。岡山県教育財産管理規則(昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号)の一部を次

割る。条関係)、様式第八号(第十一条関係)及び様式第十二号(第十七条関係)中「亞」を条関係)、様式第五号(第十一条関係)、様式第六号(第十一条関係)、様式第七号(第十一条関係)、様式第四号(第十一条関係

圣 三

(て野田)

1 この規則は、今和四年四月一日から施行する。

(凝過指層)

の間、所要の調整をして使用することができる。2 この規則による改正前の岡山県教育財産管理規則に定める様式による用紙は、当分

(目次) 岡山県教職員健康診断審査規則の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第 号

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

岡山県教職員健康診断審査規則の一部を改正する規則

岡山県教職員健康診断審査規則(平成六年岡山県教育委員会規則第十二号)の一部を 次のように改正する。

様式第三号 (第八条関係) 中「氏 3

即」参

「氏 名

」以、「所属長職氏名

笠 を

「所属長職氏名

」に改め、様式第四号(第十条関係)中

「休職者」☆「休職者(署名又は記名押印)」 込 怒 ⊗ ′

「氏 名

៌ 炒「氏 名

」に牧める。

当

(福行野口)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

2 この規則による改正前の岡山県教職員健康診断審査規則に定める様式による用紙は 、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 規集登載) 目次・岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則(県例
- ②岡山県教育委員会規則第 号

に定める。岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のよう

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

規則第一号)の一部を次のように改正する。岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程(昭和三十二年岡山県教育委員会国山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

第九条に炊の一項を加える。

縮小した公司の印影を削り込むことができるものとする。かつ、縮小した印影と、当該公印の印影との同一性が確認できる限りにおいて、4 公印の印影を縮小しなければ文書の判読が困難になるなどやむを得ない場合で

宝 宝

この規則は、今和四年四月一日から施行する。

| | |

(目次) 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会訓令第 号

 課
 位
 章
 数

 数
 信
 毒
 寒
 麗

 千
 日
 米
 定

 日
 日
 金
 会

一部を次のように改正する。岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成六年岡山県教育委員会訓令第一号)の

令和四年三月 日

岡山県教育委員会

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十一条の二を第十一条とする。

圣 三

この訓令は、今和四年四月一日から施行する。